

五
イ
方 募 法 入 決 定 の
入 価 格 発 競 争

四 発行方法 法
三 用等法項の適
二 振替條項の適
一 發行の根拠と記

○財務省告示第33号
平成三十一年十一月
条件等を次のとおり

百二十四号
関する省令（昭和五十七年大蔵
五条第十ー項の規定に基づき、
七日に発行した利付国債の発行
り告示する。
月十一日
利付国庫債券（物価連動・十年）
財務大臣 麻生 太郎
（第二十三回）
特別会計に関する法律（平成十九年
九月二十二日）

十 一	九 八	七	六
發	振額最	イ 払	イ 發
發	替低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国
行	額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債
価	面札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市
格	位金發競Ⅱ加場行爭額	發競Ⅱ加場行爭額	發競Ⅱ加場
額平す額の振	十 四三七四	額	額
面成るの記替	万 千百百千	面	面
金三。整載法	円 四七四百	金	金
額十数又の	百十十七	額	額
百年倍は規	六四円十	で	で
円十の記定	十億 億	三	三
に一金録に	八七二	百	千
つ月額はよ	円千二千	五	九
きに、る	四三百	十九	百九
百日よ最振	百六七	億	十
三元も額口	六十六万	円	五
九の面座と金簿	六千	億	億
十		円	円

募各當
限國て
度債る
額市。
の場
募の場
額範特
額を圍別
割内參
に加
に當
お者
いご
てい
る。
各の
申応

十五

十
四
三
二

の 経 払 過 返 利 み 子	方 額 想 額 想 発 利 法 の 定 定 行 計 元 元 日 算 金 金 の 率
--------------------------	--

払募額を未出財還るれ基改た面こ五で数数づ価規律統月期け各
込入を四満さ務期日たづ定だ金れ位除をのき統定第計前及る利
金決乗捨のれ大限以場くがし額を未しいう作計す五局のび想子
額定じ五端る臣に降合消行、を四満てうち成のる十が消償定支
にのて入数数がおのに費わ消乗捨の得。生すた基三統費還元払
加通得しがへ定け各は者れ費じ五端た以鮮るめ幹号計者期金期
え知たたあ小める利、物、者て入数数下食全の統一法物限額及
、を額もる数る想子財価改物得しがへ同品国調計第へ価のはび
次受とのと点方定支務指定価たたあ小じを消査で二平指属、償
のけす。き以法元払大数後指額もる数除費のあ条成数す各還
算たるには下に金期臣がの数と。と点をく者結る第十へる利期
式者額、第よ額及が公基のすき以百總物果小四九總月子限
には面こ五りはび定表準基るには下・合価に売項年務の支に
よ、金れ位算、償めさに準。額、第七指指基物に法省三払お

鱗 年 錢
國 ○
命 ·
鱗 一
○ パ
瑟 一
鱗 セ
× ン
ト
·
○ 0
0 4
6 8

する規定期に算出するしだ金額を払い第
二回も二十号とに

額面金額の総額 × 1.00468 × $\frac{0.1}{100} \times \frac{58}{365}$
平成三十一年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期がそ
銀行休業日に当たるとときは、そ
翌営業日に支払う（以下、次号
及び第十八号において規定する
期日にについて同じ。）。

十七 第二期以後の利息の算式により算出した金額を支払う。毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次

第十四号の規定により算出された $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 各支払期における想定元金額